

雇児総発0331第9号  
雇児母発0331第2号  
平成29年3月31日

(公益社団法人) 日本産婦人科医会会長殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)  
母子保健課長  
(公印省略)

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る  
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

子ども虐待防止対策の推進につきましては、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により、平成29年4月1日から、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（母子保健法（昭和40年法律第141号）においては「母子健康包括支援センター」という。）及び市町村を中心とした在宅支援の強化を図るため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務とされました。

このため、「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」による支援の留意点等を整理し、情報提供が円滑に進むよう、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号本職通知）の一部を改正し、各都道府県等の児童福祉・母子保健主管部（局）長あて、別添のとおり通知いたしました。

つきましては、貴団体内の会員の皆様にも周知いただき、保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進に御協力いただきますようお願いいたします。